

身延町教育振興プラン



平成27年9月

身延町教育委員会

I 身延町教育振興プランの策定にあたって

1 身延町教育振興プランの趣旨

今日、少子高齢化の進行、国際化や情報化の進展、価値観の多様化、社会全体の規範意識の低下など、教育をとりまく社会情勢は大きく変化してきています。また、教育においては、子供の学ぶ意欲の低下や学力低下傾向、基本的な生活習慣の乱れ、いじめや不登校、家庭や地域社会の教育力の低下といった問題が指摘されています。

こうした中、国は平成18年12月に約60年ぶりに教育基本法を改正し、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまで掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。同時に、教育振興基本計画について、次のとおり新たに規定されました。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

教育基本法の改正により、国においては、第1期教育振興基本計画（平成20年度～24年度）を策定しました。また、平成25年6月には、第2期教育振興基本計画（平成25年度～29年度）を策定し、次のとおり理念や基本的方向性が示されました。

(国) 第2期教育振興基本計画（抜粋）

● 3つの理念

自立 . . . 一人一人が、多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことのできる生涯学習社会

協働 . . . 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会

創造 . . . 自立や協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会

● 4つの基本的方向性

○社会を生き抜く力の養成

社会が激しく変化する中で自立と協働を図るための能動的・主体的な力である「社会を生き抜く力」を誰もが身に付けられるようにする。

○未来への飛躍を実現する人材の養成

あわせて特に、変化や新たな価値を主導・創造しイノベーションを実現する人材、グローバル社会において各分野を牽引できるような人材すなわち「未来への飛躍を実現する人材」を養成する。

○学びのセーフティネットの構築

一方、厳しい経済情勢において社会的格差等の問題が指摘される現在、上記2点を達成するための基礎的な条件として、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできるようにすること、すなわち社会参画・自立に向けた「学びのセーフティネット」を構築する。

○絆づくりと活力あるコミュニティの形成

以上の取り組みをより実効的に進めるためには、個々人の取り組みに委ねるのではなく、社会全体の協働関係において推進していくこと、いわゆる社会関係資本を充実することが重要である。このため、社会のつながりの希薄化などが指摘される中であって、学校教育内外の多様な環境から学び、相互に支え合い、そして様々な課題の解決や新たな価値の創出を促す「絆づくりと活力あるコミュニティ」の形成を図る。

山梨県教育委員会においても、やまなしの教育振興プラン（平成21年度～25年度）、それに引き続き、新やまなしの教育振興プラン（平成26年度～平成30年度）が策定され、次のとおり基本理念、基本目標が示されました。

新やまなしの教育振興プラン（抜粋）

●基本理念

未来を拓く「やまなし」人づくり

子どもたちが郷土に誇りを持ち、自らの夢や希望を抱きつつ、たくましく、しなやかに育っていくように努めるとともに、県民が生涯を通じて生きがいを持って学ぶことができる環境を整え、新しい価値の「創造」に向けて、未来を拓く人づくりを目指します。

●基本目標

○夢と希望に向かって自ら学び、考え、行動する「たくましい力」を育てる

- ・一人ひとりが、それぞれの個性・能力を生かし、社会的に「自立」する力を身に付けることができるよう、教育内容の充実を図ります。
- ・生涯を通じて健康で、多様な学びの機会と社会参加の機会を確保できるように、教育環境の構築に努めます。

○他者を思いやり、社会の絆を深める「しなやかな心」を育む

- ・自然、伝統、歴史、文化など、本県の「よさ」を学び、それを生かした環境の中で、他者との「協働」により、社会全体の絆づくりを図ります。
- ・個人や社会の多様性を尊重し、性別、世代、価値観などの違いを超えて、全ての人々が相互に学び合い、支え合い、高め合うことのできる環境づくりを目指します。

身延町においても、教育基本法第17条第2項の規定に基づく身延町教育振興の基本計画として、国や山梨県の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育振興の指針となる『身延町教育振興プラン』（以下「教育振興プラン」という。）を策定しました。

2 教育振興プランの位置づけ

この教育振興プランは、教育基本法第17条第2項に基づき、国の「第2期教育振興基本計画」や山梨県の「新やまなしの教育振興プラン」を参酌し、さらには「第1次身延町総合計画」などとの整合性を図る中で策定したものです。

計画期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とし、身延町の教育を推進するための指針となるものであり、今後取り組むべき施策の方向等を明らかにするものです。

本町では、平成19年3月に第1次身延町総合計画を策定し、その後期基本計画（平成24年度～平成28年度）の中で、教育に関する施策が、次のとおり示されています。

計画期間 : 平成27年度～平成30年度（4年間）

第1次身延町総合計画後期基本計画（抜粋）

第4章 人と文化をはぐくむ（生涯学習・教育・文化）

第1節 まちづくりを支える人づくり

1. 生涯学習の充実

【施策】

- (1) 生涯学習推進体制の強化
- (2) 学習情報の整備・提供
- (3) 学習機能の整備
- (4) 学習施設管理・運営の充実
- (5) 学習活動の支援

2. スポーツの振興

【施策】

- (1) スポーツ施設の活用
- (2) スポーツ指導者の育成・確保
- (3) スポーツ活動への支援

第2節 明日を担う人づくり

1. 学校教育の充実

【施策】

- (1) 学校教育環境の整備
- (2) 学校教育内容の充実
- (3) 健康な児童生徒の育成

2. 青少年の育成

【施策】

- (1) 青少年育成推進体制の強化
- (2) 青少年育成活動の推進

第3節 地域文化をはぐくむ

1. 文化活動の展開

【施策】

- (1) 文化振興体制の充実
- (2) 芸術文化活動の推進

2. 歴史と文化遺産の継承

【施策】

- (1) 文化財の保護と活用
- (2) 地域文化の継承と育成

Ⅱ 教育振興プランの構成と内容

1 基本理念

～ 明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり ～

一人ひとりの多様な個性・能力を育み活かし、他者と協働し「ふるさと・みのぶ」の新たな価値を拓くことができる人づくりを目指します。

2 基本目標

○ 他者を思いやり、社会の絆を大切に作る人づくり

人々が主体的に社会に参画し、支え合う「互助・共助」の在り方の重要性を認識し、他者を思いやり、社会の絆を大切に作る人づくりを進めます。

○ 自ら学び、考え、行動する創造性豊かな明日を担う人づくり

各自が生涯にわたって自己の能力の可能性を最大限に高め、様々な人々と協調・協働しつつ、自己実現と社会貢献ができるよう、自ら学び、考え、行動する創造性豊かな明日を担う人づくりを進めます。

○ 郷土を学び、郷土を愛し、地域文化を育む人づくり

豊かな自然遺産や多様な文化遺産を町民共有の財産として大切に保護し、次世代に継承するとともに、郷土への理解を深め、歴史と文化を感じることができるよう、郷土を学び、郷土を愛し、地域文化を育む人づくりを進めます。

3 基本方針

基本理念『明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり』の達成に向けた取り組みを推進します。

- 1 学校施設・設備の計画的な整備を図ります。また、学校運営への地域住民の参画や地域教育資源の積極的活用など、家庭・地域・学校が協働して児童生徒を育む環境づくりを強化します。
児童生徒の個性を尊重した教育、社会の変化、地域課題などに対応した教育を推進するほか、確かな学力の向上と生きる力の育成、豊かな人間性を育む教育を進め、心身ともに健康な児童生徒を育てます。
- 2 生涯学習の推進体制と学習拠点を整え、自主的活動を促す情報と学習機会の提供を図り、幅広い世代における様々な生涯学習活動を支援、推進します。
- 3 スポーツ施設の維持管理・整備と有効利用を進めるとともに、町民一人いちスポーツの普及やスポーツ団体の活動を支援し、生涯にわたる健康づくりのためにスポーツを楽しむことができる環境整備に努めます。
- 4 次代を担う青少年を地域ぐるみで育て、育むため、ボランティア活動など地域や事業体との連携した活動を促進し、青少年の社会参画を進めます。
- 5 芸術文化の振興体制を充実し、芸術文化事業への町民参画、芸術文化を通じた幅広い交流活動を促進します。
- 6 本町固有の貴重な歴史文化、自然遺産の調査と適切な保護・保全、継承に努め、町の誇りとしての情報発信と地域資源としてその有効活用を図ります。

4 基本方針への取り組み

【基本方針1】

学校施設・設備の計画的な整備を図ります。また、学校運営への地域住民の参画や地域教育資源の積極的活用など、家庭・地域・学校が協働して児童生徒を育む環境づくりを強化します。

児童生徒の個性を尊重した教育、社会の変化、地域課題などに対応した教育を推進するほか、確かな学力の向上と生きる力の育成、豊かな人間性を育む教育を進め、心身ともに健康な児童生徒を育てます。

(1) 学校教育環境の充実

① 適正配置の推進

- ・児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要です。このため小中学校後期統合計画に基づき適正規模・適正配置を推進します。

② 安全・安心な学校づくりの推進

- ・自然災害への対処や不審者による犯罪、交通事故の防止等のため、通学路の安全点検、要注意個所の把握・周知を徹底します。
- ・不審者情報等については、保護者、地域の関係団体等の間での迅速な情報共有が行われるような取り組みを促進します。
- ・児童生徒に危険予測回避能力を身に付けさせるための教育を充実させ、快適で安心・安全な教育環境を確保します。
- ・災害時の連絡体制など学校の危機管理体制の充実に努めます。

③ 教育環境の充実

- ・小中学校後期統合計画では、全ての小中学校が既存施設を利用する計画であることから、将来的には、学校施設の新築または大規模改修が必要となります。このため中長期的な展望に基づいた施設の更新、改修を進めます。
- ・ICT環境の整備を進め、設備・備品の整備充実を図ります。

④ 地域と連携する学校運営の確立

- ・保護者や地域住民の参画により学校運営の改善に取り組む「学校運営協

議会制度」(コミュニティ・スクール)や地域住民等の参画により学校教育活動を支援する「学校支援地域本部」など、地域と学校の協働関係の構築に努めます。

- ・学校評議員制度の充実、地域の人材や地域資源を活用した体験学習や職場体験などを通じて、学校運営への地域住民の参画を進めるとともに、家庭・地域・学校の連携を一層強化し、地域ぐるみで児童生徒を育む環境づくりを進めます。

⑤ スクールバス運行の充実

- ・学校や地域の実情に応じて、児童生徒が最も利用しやすい、安全なスクールバス運行の充実に努めるとともに、効率的な利用を図ります。
- ・スクールバス等の多様な交通手段の導入により、徒歩時間の減少による体力の低下、放課後の遊び時間や家庭学習時間の減少、児童生徒の疲労への配慮といった課題についての対応と解消を図ります。

⑥ 学校給食施設の整備

- ・現在の学校給食調理施設は、単独校方式2施設、センター方式2施設の4施設であり、いずれも最大調理食数を下回り非効率であること、また、老朽化が著しいことから、新たな学校配置や児童生徒数の変化に対応した学校給食施設の整備を図ります。

(2) 学校教育内容の充実

① 学力の向上

- ・児童生徒に基礎的・基本的な知識、技能と思考力、判断力、表現力等の確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ります。特に自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などを育成します。
- ・基礎・基本の確実な理解を図り、確かな学力の向上のための指導方法を研究します。

② 教員の指導力の向上

- ・これからの教員に求められる資質能力は、教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける姿勢、専門職としての高度な知識・技能及び豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチー

ムで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力など、総合的な人間力が求められます。教員の資質能力やICT教育などの実践的指導力の向上を図ります。

③ 体験的地域学習の展開

- ・生命や自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動の充実に取り組みます。
- ・地域環境や地域資源を教材に、地域の人材を活用した郷土学習、産業等の体験学習を充実し、自ら調べ発表し討議する活動、問題解決学習を重視し、自ら学び考える力などの生きる力の育成を進めます。

④ 現代的教育課題への対応

- ・英語指導助手の活用による英語教育や外国語活動の充実を図ります。
- ・情報活用能力を育成する情報教育、道徳教育、人権教育、男女平等教育、福祉教育、環境教育、国際理解教育、防災教育など現代的課題に対応した教育を推進します。

⑤ 高度情報化への対応と活用

- ・社会の情報化が急速に進展する中であって、ICTを効果的に活用することの重要性から、情報活用能力の向上と情報化の進展に伴う様々な課題に対応し、情報モラルを身に付けるための学習活動を推進します。
- ・教員のICT機器を活用する能力及びICT機器を活用した教育力の向上を図ります。

⑥ 特別支援教育の充実

- ・特別支援教育支援員の配置により、学習障害、情緒障害など児童生徒一人ひとりの特性に向き合い、持てる力を高め、生活や学習上の困難さの改善を目指した適切な教育的支援を進めます。
- ・障害のある児童生徒への支援については、個々の障害に応じた特別支援学級の設置等必要な措置を講じます。

(3) 社会を生き抜く力と健康な児童生徒の育成

① 生きる力の育成といのちの大切さを教える取り組み

- ・児童生徒一人ひとりに生きる力を確実に身に付けさせ、社会的自立の基礎を養うとともに、体系的・系統的なキャリア教育の一層の充実を図り、社会人・職業人としての資質や意識の向上を促します。
- ・家庭・地域・学校が連携しながら、一人ひとりが自分自身を大切にするとともに、他者への思いやりやいのちを大切にす児童生徒の育成に努めます。

② 異校種間連携の強化

- ・保育所（園）、小学校、中学校、高校等の連携を強化し、情報等の共有をより緊密にし、きめ細かい就学指導體制の確立に努めます。
- ・子ども子育て支援法等に基づき、関係機関との連携強化を図ります。

③ 相談体制の充実

- ・教育相談を必要とする児童生徒が適切な教育相談等を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用など、教育相談体制の整備を図ります。
- ・不登校の児童生徒への教育機会の確保や児童生徒の自殺防止に向けた取り組みを行います。
- ・いじめ、暴力行為、児童生徒への虐待行為、体罰等の問題行動への取り組みとして、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける等、各学校及び教育委員会における、いじめなどの実態把握のための取り組みを促進するとともに、未然防止策の充実に努めます。
- ・いじめの問題に関する認識を深め、人権感覚を養い、早期発見や適切に対応できる能力を向上するため、いじめ問題に関する教員への研修等の充実を図ります。
- ・経済的支援を必要とする児童生徒のため、関係機関と連携し相談体制を強化し教育支援に努めます。

④ 健康管理体制の充実

- ・学校保健に係る教員の資質・能力の向上及び学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の活用促進を図るとともに、体育、保健体育などの教科学習を中核として、学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実します。
- ・学校保健委員会の設置率の向上を目指し、学校、家庭及び地域の医療機関等との連携による健康管理等を推進します。

⑤ 食育の推進

- ・地産地消の推進による安全・安心な食材の確保、伝統食などを取り入れた給食内容の充実、また、学校・家庭・地域の連携を図りながら子どもの時から望ましい食習慣を身に付ける食育を推進します。

【基本方針2】

生涯学習の推進体制と学習拠点を整え、自主的活動を促す情報と学習機会の提供を図り、幅広い世代における様々な生涯学習活動を支援、推進します。

(1) 生涯学習推進体制の強化

① 学習指導者等の育成・支援

- ・生涯学習活動の牽引者となる指導者や活動に携わるボランティアグループの育成・支援に努めます。

② 学習団体への支援

- ・自発的意志により学習活動をしている団体は生涯学習に不可欠であり、これらの団体などの自主的活動を促進し、可能な範囲において支援を行います。

(2) 生涯学習情報の整備・提供

① 学習情報の整備

- ・各種地域資料の保存、集積を進め、資料のデジタル化による学習教材化など、学習活動への活用を図ります。

② 学習情報の提供

- ・身近なところで生涯学習に取り組めるように、公民館、町内の学習団体及び個人に学習機会や学習指導者等の情報提供に努めます。

(3) 生涯学習機能の整備

① 学習施設の機能充実

- ・町民相互及び町外との交流拠点として、また、多様な学習の場として生涯学習施設、公民館施設等の機能充実を進めるとともに、施設間のネットワーク体制の充実を進めます。

② 図書館機能の充実

- ・町の情報拠点となる身延町立図書館の機能整備を進めるとともに、職員の資質向上、公民館図書室や学校図書館等とのネットワーク化の推進を図りつつ、図書館サービスの内容とその提供体制を充実します。

③ 施設開放及び利用の利便化

- ・学校教育施設の地域開放を進めるとともに、地域情報化と連携した施設利用などの予約システムを導入します。

(4) 生涯学習施設管理・運営の充実

① 学習施設管理体制の充実

- ・公民館分館の自主運営化を促進するとともに、生涯学習施設の目的に応じて、運営管理体制の最適化に取り組みます。

(5) 生涯学習活動等の支援

① 学習機会の提供

- ・だれもが興味と必要性に応じた学習プログラムに参加できるよう各種の学習事業を開催し、生涯学習への意識高揚を図ります。また、長年培った優れた経験・知識・技術等の成果をいかし、身近な講師が企画した自主企画講座を設定し、あらゆる学習機会が提供できるよう努めます。

② 地域資源をいかす学習

- ・甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、なかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館等を町民の生涯学習拠点として効果的に活用するとともに、これら施設や地域資源を教材とする学習プログラムの企画を進めます。

③ 放課後学習活動の充実

- ・平日における放課後の時間を利用した「放課後こども教室」の開催に向

けて、学校や放課後児童クラブと連携していきます。

④ 家庭教育支援の推進

- ・家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、関係機関と連携し学習の場の提供や交流、相談など家庭教育支援体制の強化に努めます。

【基本方針3】

スポーツ施設の維持管理・整備と有効利用を進めるとともに、町民一人いちスポーツの普及やスポーツ団体の活動を支援し、生涯にわたる健康づくりのためにスポーツを楽しむことができる環境整備に努めます。

(1) スポーツ施設の活用

① スポーツ施設等の充実

- ・社会体育施設の適正な維持管理に努め、施設の管理運営の充実と効率化を図ります。

② スポーツ施設等の有効利用

- ・施設の有効利用と見直しを進め、多用途への活用を研究します。

(2) スポーツ指導者の育成・確保

① 指導者の育成

- ・スポーツ推進員の育成を図るとともに、各種の指導者の育成や資質の向上を進めます。

② 指導者の確保

- ・各種スポーツ・レクリエーション指導者について幅広い人材を確保するスポーツ指導者バンクの活用など、指導者の発掘、後継者の養成に取り組みます。

(3) スポーツ活動への支援

- ① スポーツ教室の開催促進
 - ・生涯スポーツ振興のため各種スポーツ教室の開催を支援し、町民一人いちスポーツなどの普及を促進します。
- ② 競技スポーツの振興
 - ・体育協会の育成を図り、各種競技の指導レベルの向上、各種大会への出場奨励や大会誘致を進め、競技スポーツの振興に努めます。
- ③ スポーツ少年団等への支援推進
 - ・町内において活動しているスポーツ少年団やクラブチーム（中学生）に対し、その育成を図り、支援していきます。
- ④ 総合型地域スポーツクラブの設立・育成
 - ・だれもが生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりを進める生涯スポーツ活動の実現に向け、各年代層のスポーツ活動を支援する総合型地域スポーツクラブの設立・育成に取り組みます。

【基本方針4】

次代を担う青少年を地域ぐるみで育て、育むため、ボランティア活動など地域や事業体との連携した活動を促進し、青少年の社会参画を進めます。

(1) 青少年育成推進体制の強化

- ① 青少年育成組織の強化
 - ・家庭・地域・学校等と連携し、子育て支援対策など、青少年の健全育成を図り、総合的な施策を効果的に推進するため、青少年総合対策本部並びに青少年育成身延町民会議の連携を強化します。
- ② 相談体制の充実
 - ・小中学校、高校との情報共有、民生委員・児童委員や関係機関等とカウンセラーが連携し教育や学校生活相談など、相談体制を充実し問題の早期発見、対応に努めます。
- ③ 青少年育成団体の活性化
 - ・青少年育成活動を円滑に推進するため、育成会・子どもクラブなどの団

体への支援を推進します。

(2) 青少年育成活動の推進

① 社会参画・交流機会の拡充

- ・ 育成会・子どもクラブ活動を支援するとともに、青少年の自立心を育て、社会性を養うボランティア活動など社会参画を促進します。また、コミュニティ活動や公民館活動との連携、三世代交流、親と子・家族と一緒に参加する活動を促進します。

② 地域環境の浄化

- ・ 有害な環境の浄化活動、声かけ運動、見守り隊など、地域ぐるみで青少年の非行防止に努めます。

③ 体験活動の拡充

- ・ 本町の多様な自然や歴史文化資源を活用して、関係機関と連携しながら、本町ならではの青少年期における体験活動をつくり出していきます。

【基本方針5】

芸術文化の振興体制を充実し、芸術文化事業への町民参画、芸術文化を通じた幅広い交流活動を促進します。

(1) 文化振興体制の充実

① 活動団体の支援

- ・ 身延町文化協会及び各種文化団体のグループ相互の交流、指導者の養成など、活動団体の充実を図ります。

② 文化施設の管理体制等強化

- ・ 文化施設の管理及び機能整備について、指定管理者制度導入の検討も含め事業の充実など管理運営体制の強化と効率化を進めます。

③ 文化による情報発信

- ・ 観光や交流事業等と連携し、文化イベントを企画してその情報を発信します。

(2) 芸術文化活動の推進

- ① 鑑賞・発表機会の充実
 - ・優れた芸術文化に触れ、体験し、交流する機会の充実を図るとともに、文化祭、芸術企画展など文化団体・グループの活動の発表機会を充実します。
- ② 文化事業の推進
 - ・文化団体及び文化施設による自主事業を推進します。
- ③ 文化芸術サポーターの育成
 - ・芸術文化事業の企画段階からの町民参画を図るとともに、事業実施を支えるサポーター及びボランティアスタッフを育成します。
- ④ 地域文化活動の支援
 - ・文化保存活動に取り組んでいる組織など地域づくり団体との連携を深め、地域に根ざした文化活動を支援していきます。

【基本方針6】

本町固有の貴重な歴史文化、自然遺産の調査と適切な保護・保全、継承に努め、町の誇りとしての情報発信と地域資源としてその有効活用を図ります。

(1) 文化財の保護と活用

- ① 文化財調査・保護活動の促進
 - ・歴史文化、自然遺産の調査研究、指定文化財の保護・保全対策、文化財指定と公開を進めるとともに、地域住民による保護活動を促進します。
- ② 文化財の活用
 - ・文化財等の紹介冊子やマップの作成、分かりやすい誘導案内標識の設置を図り、フィールドミュージアム機能整備の一環となるウォーキングコースづくりを進めます。

③ 専門的人材の確保

- ・文化財保護等の専門的人材の確保や文化財保護審議会の活動の促進を図ります。

④ 博物館ネットワークとの連携

- ・甲斐ミュージアムネットワークと連携した企画展示やイベントを推進します。

(2) 地域文化の継承と育成

① 郷土芸能等の伝承

- ・郷土芸能や伝統技術等の伝承のため記録を保存し、継承事業を支援します。

② 伝統文化の掘り起こし

- ・地域コミュニティ活動と連携した伝統行事など地域固有の伝統文化の掘り起こしと継承を支援します。

③ 文化をいかした地域づくり

- ・本町の歴史文化、自然遺産を活用する学習教室などの開催、県内の博物館等と連携したイベント・体験事業を推進し、町民の郷土学習の場を拡大するとともに、町外からの誘客を図ります。

④ 人材の育成

- ・身延歴史文化ガイドなどの人材育成を図り、郷土学習や観光への活用を促進します。

⑤ 歴史文化資料の蓄積・情報提供

- ・古文書など歴史文化資料のデジタル化とウェブサイトによる情報提供を進めます。

⑥ 民俗資料の収集・保存

- ・民具など民俗資料の収集を進めながら、展示・保存方法を検討していきます。